聴覚障がいのお子さんの

「耳代わり」

になる活動をご支援ください



0.0

スマートグラスで、文字情報を確かめ ながら行事に参加できます。

A市 中学校の先生方より

様々な場面でご支援いただき、 みんなと同じように行事に参加 出来たことをよろこんでおりました。 iPadの画面を見ながら、 友達と語り合う様子を見て、 教員も大変嬉しく

複数人、同時に 見られるのが いいですね。

思いました。



みんなと一緒に、授業を理解出来る

先生の音声を、パソコンで <mark>リアルタイ</mark>ムに文字に変えて、 聞こえに不自由のある <mark>お子さん</mark>にご提供します。







http://www.nagasama.net 活動の様子をホームページで紹介しています

認定特定非営利活動法人 長野サマライズ・センター

TEL: 0263-52-4148(FAX兼用) http://www.nagasama.net



ご協力お願いします

耳からの情報が入りにくいお子さんたちに文字で情報を伝えたい

あなたの寄付でできること

5,000円で、体験授業を1回受けていただけます。

10.000円で、支援の必要性を訴える講演会1回分の講師派遣交通費になります。

30.000円で、遠隔支援システムの担い手を育成する基礎講習会の開催ができます。

10万円で、子育て中の女性、車いすの方、大学生さんの空き時間を使った、 在宅からの支援システムのためのサーバー賃貸料に充てられます。

個人の方が寄附をした場合**寄附金控除**を受けられます。 控除には所得控除と税額控除があり、有利な方を選択できます。

寄附金額 - 2,000円

X

50%

= 減税

長野県にお住まいの個人の方で年間50,000円を 長野サマライズ・センターに寄附された場合

(税額控除方式で算出)

●所得税 (50,000円 - 2,000円)×0.4 = 19,200円 ●個人住民税 (50,000円 - 2,000円)×0.4 = 4,800円

24,000円が税金から差し引かれます。

(ただし、所得税額の25%が限度です)

相続人の方が長野サマライズ・センターに寄附をした場合 寄附をした**相続財産が非課税**になります。

相続税の申告期間(10カ月以内)までに、ご寄付いただいた相続財産が非課税となります。 遺贈・相続財産・香典からの寄附。

「遺贈」とは、遺言によりご自分の財産の全部または一部を特定の人や団体に贈与する事です。そのご意志をかなえるために、遺言書をご用意ください。

寄附の方法

ご不明な点はお気軽にお問合せください。

- ・同封の郵便振込用紙をご利用ください。
- ・カードからの寄附は下記URL及びQRコードより。 http://www.nagasama.net/donation_al.html



・書き損じ葉書・使用済みインクカートリッジを お送りいただくことも支援へとつながります。 ・直接お振り込みいただく場合は

お振り込み先

◆郵便局の場合

口座番号:11160 28552521 名義:ナガノサマライズセンター

◆他行より郵便局へ振込の際 店番:118 口座番号:2855252 名義:ナガノサマライズセンター

〒399-0736 長野県塩尻市大門一番町3-4、2階

TEL: 0263-52-4148(FAX兼用)

http://www.nagasama.net

認定特定非営利活動法人 長野サマライズ・センター